

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	年度計画の認定
概要	都市再生推進法人は、認定を受けた地区運営計画の実施期間の各年度ごとに、当該都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する計画である年度計画を作成し、市長に認定を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市エリアマネジメント活動促進条例第5条 （ http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263876.html ） 大阪市エリアマネジメント活動促進条例施行規則第6条 （ http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263877.html ）
審査基準	○大阪市エリアマネジメント活動促進条例第5条第3項 第5条 3 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、その年度計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。 （1） 当該年度計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が認定地区運営計画の内容に照らし適切なものであると認められること （2） 当該年度計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が円滑かつ確実に実施されると認められるものであること （3） 次条第3項の分担金の徴収に関する事項を定めた条例が制定されていること
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
提出時期	随時
提出方法	年度計画認定申請書、添付書類を計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000293884.html
備考	